

平成28年第13回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月14日(水) 午前9時30分から11時41分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (21人)

会長 三浦 房雄 君	会長職務代理者 川崎 良巳 君
3番 中川原 隆雄 君	4番 佐々木 克文 君
5番 時田 宏 君	6番 上山 和男 君
7番 久保 隆藏 君	8番 鈴木 勝利 君
11番 岩井 壽美雄 君	12番 鳥谷部 孝雄 君
13番 三浦 亮一 君	14番 豊川 敏雄 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 佐々木 一榮 君
17番 大沢 トモ子 君	18番 北村 勉 君
19番 沢田 良一 君	20番 浦屋敷 節男 君
21番 鈴木 幸雄 君	22番 鳥谷部 甚一郎 君
4. 欠席委員 (2人)

9番 中川原 一義 君	10番 中里 光朋 君
-------------	-------------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第18号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
報告第19号 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例及び規則の制定等について
議案第56号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第59号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第60号 五戸町農用地利用集積計画の決定について
議案第61号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第62号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程案
議案第63号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱案
議案第64号 五戸町農業委員会規程の一部を改正する規程案

議案第 6 5 号 五戸町農業委員会事務局規程の一部を改正する規程案

議案第 6 6 号 五戸町農地基本台帳点検等実施規程の全部を改正する規程案

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	齊 藤 武 美 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

議 長（三浦房） ただ今から平成 2 8 年第 1 3 回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第 1 8 号から報告第 1 9 号までの 2 件及び議案第 5 6 号から議案第 6 6 号まで 1 1 件です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日は、9 番中川原一義委員・1 0 番中里光朋委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は 2 3 名中 2 1 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（三浦房） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

五戸町農業委員会会議規則第 1 7 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（異議なし）

議 長（三浦房） それでは、 7 番 久 保 隆 藏 委員
1 7 番 大 沢 トモ子 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（三浦房） それでは、日程第２業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（赤坂） 「業務報告の朗読及び説明」

会 長（三浦房） 補足説明いたします。平成２８年度農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会並びに国会議員に要請に行ってきました。１１月３０日は農業者年金加入推進セミナーを東京の砂防会館で全国農業委員の会長及び年金関係者が出席し、主催者側の会長挨拶と来賓挨拶の後、今回は講演がありました。ふるさとの料理人の方から１時間にわたり講演をいただき、その後、各地区代表から事例発表がありました。また、その晩、地元国会議員に陳情ということで１２月１日の決議案とこの前の青森の大会の決議案、そして、三八地区連絡協議会の決議案の３通を元国会議員に陳情してきました。３０日は夜食事を兼ねて、田名部匡代参議院は最初ということで出席していただき要請文を出してきました。翌日、朝から滝沢参議院議員、江渡衆議院議員、そして、大島理森衆議院議長は公邸に行きまして、それぞれ、要請文を提出いたしました。その後、午後から全国農業委員会会長代表者集会をメルパルクホールに約２，０００人が出席し、パネルディスカッションが行われ、申合せ決議が採決され、最後にガンバロー三唱で終わってきました。

なお、資料等については事務局長に預けておりますので見たい方は局長より見せて貰ってください。

議 長（三浦房） 次に、大沢トモ子委員より、研修会の報告をお願いいたします。

大沢トモ子委員 先月の１７日、１８日の２日間、山形市で開催された、東北北海道ブロック女性農業委員会研修会に参加してきました。改正法を踏まえた女性農業委員の登用に向けて、早期には１０％、最終的には３０％を目指すとのことで、取り組みの目標としては、女性農業委員がない農業委員会ゼロを目指して努力していく。そのためには、女性農業者や認定農業者の洗い出しをし、広報やチラシ等を利用し農業委員の推薦や募集のために積極的に取り上げてもらうメッセージを盛り込むように、各町村で努力していかなければならないということでした。。２日目は分科会方式で、他の町村との交流を兼ねての意見交換をいたしま

した。その時は、1対1で生の声が聴けて活動には参考になりました。

あとは、12月6日に青森県女性農業委員研修会に参加し、東北農政局の方の講演の中で、女性農業者は農業に携わっている方が4割を占めていて、販売金額や経営に大きくかかわっているのも、男女共に意識改革を図りながら、女性がもっと活躍できる環境を進めて行くことが必要なので、いろいろ案を練っているようです。農業委員や農協役員にもどんどん女性が参加して貰いたいということでした。

それに、私たち、三八地区の農業委員は、顔合わせで1回だけ集まっただけなので、今後新しい委員も入りますので横の繋がりを持ちながら活動していかなければならないということでした。

議長（三浦房） ありがとうございます。次に、「攻めの農林水産業」について、代表して鈴木幸雄委員に説明をお願いいたします。

鈴木幸雄委員 それでは説明いたします。11月14日に県の「攻めの農林水産業」推進大会が青森市で行われ、この中で、実践されたことが評価されまして、表彰された団体がありました。最優秀賞には、深浦町のマグロ料理推進協議会が選ばれました。そして、優秀賞には、十和田市おいらせ農協の野菜振興百石支部で大根の収穫機械を導入して収穫の拡大を図ったことでした。また、旧川内町漁業協同組合のナマコ料理でした。さらに、奨励賞は、私たちが視察研修会に行った、上小国ファームが基盤整備で集落一農場ということで評価されました。同じく、青森のオリジナルメロンは津軽アンメロンのブランドでの産地拡大ということで弘前市が選ばれました。三八地方森林組合、八戸、上北地方森林組合が締結いたしまして、地域の木材を活用し、八戸市の白山台の小学校を建築されたそうです。これも奨励賞に選ばれております。後は日興鉄工所（株）が障害者を雇用し、きのこ栽培しているということで、奨励賞を貰いました。最後に、記念講演がありまして、長野県の株式会社の若い人たちの事例発表で農業の労働力不足問題に対し、農業ジャーナリストの坪田慎之介さんが講演されました。以上です。

議長（三浦房） ありがとうございます。ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（三浦房） それでは、日程第3報告第18号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を事務局より説明をお願いいたします。

事務局（黒沢） ご説明いたします。議案書の1ページ報告第18号をご覧ください。

「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」は、五戸町農地移動適正化あっせん基準8の（1）規定に基づき、別紙のとおりあっせんの申出があったので、同基準8の（7）及び同基準細則7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせんに付しましたのでご報告いたします。

あっせんの所在地は、大字切谷内字蟹沢●●番、地目は畑、面積は1,532平方メートルとなっております。11月9日に成立しております。参考までに売買価格をお知らせいたします。●●万円で10アール当り●●●●●●円となります。

議 長（三浦房） ただ今の報告第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第18号を終わります。

議 長（三浦房） 次に日程第3の報告第19号「農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例及び規則の制定等について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（齊藤） ご説明いたします。議案書の2ページ報告19号をご覧ください。

「農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例及び規則の制定等について」を説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第94号五戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例案、五戸

町農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように定める。

平成28年12月8日提出

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、五戸町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため提案するものであります。

農業委員会の委員等の定数に関する条例について。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 委員の定数は19人とする。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は16人とする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則でこれを定める。

附則

（施行期日）

1、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（五戸町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止）。

2、五戸町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和59年五戸町条例第14号）は廃止する。

（五戸町農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例の廃止）。

3、五戸町農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例（昭和59年五戸町条例第15号）は廃止する。

（経過措置）

4、この条例の施行の際、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定に基づき、現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例による。

次に、議案書の 5 ページをご覧ください。

議案第 9 4 号五戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例案の説明資料となります。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法は選挙制から推薦・募集による市町村長の任命になったことから、農業委員と新たに新設された農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。

これに伴い、「五戸町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」及び「五戸町農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例」を廃止するものです。

(新旧対照表)

現行は、選挙による委員 1 6 人、団体推薦委員 3 人（農協・土地改良区・共済組合）、議会推薦委員 4 人、合計 2 3 人で行っております。

また、新制度は農業委員 1 9 人と農地利用最適化推進委員 1 6 人の合計 3 5 人となります。なお、総委員数の増減は 1 2 人となります。

次に議案書の 6 ページをご覧ください。

議案第 9 6 号、五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 8 日提出

提案理由として、

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、農地利用最適化推進委員の新設などにより、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年五戸町条例第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「農業委員会会長日額 6, 3 0 0 円、農業委員会委員 5, 9 0 0 円」を農業委員会会長日額 6, 3 0 0 円、（能率給予算の範囲内で町長が定め

る。)、農業委員会委員月額5,900円、(能率給予算の範囲内で町長が定める。)、農地利用最適化推進委員月額5,300円、(能率給予算の範囲内で町長が定める。)、農業委員候補者選考委員長月額6,300円、農業委員候補者選考委員月額5,900円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

議案第96号、五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の説明資料となります。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに新設された農地利用最適化推進委員及び農業委員候補者選考委員長並びに農業委員候補者選考委員の報酬、費用弁償を定めるため一部改正するものです。

1、報酬額

①月額、

農地利用最適化推進委員 5,300円、新設

*報酬額は、三八地区の農業委員会の報酬額に合わせて定めるものです。

農業委員候補者選考委員長 6,300円、新設

農業委員候補者選考委員 5,900円、新設

*報酬額は、庁内の各委員会等の委員長、委員の報酬額に合わせて定めるものです。

②能率給、新設

農業委員会会長、予算の範囲内で町長が定める額、新設

農業委員会委員、予算の範囲内で町長が定める額、新設

農地利用最適化推進委員、予算の範囲内で町長が定める額、新設

*平成28年度創設の農地利用最適化交付金(国)が農地利用の最適化に向けた活動実績(注1)及び成果実績(注2)に応じて配分されるため、報酬とは別に事後的に報酬を上乗せ支給するため条例で定めるものです。

注1 活動実績

ア、担い手への農地集積・集約化の推進活動。

イ、遊休農地の発生防止、解消活動。

ウ、農地中間管理機構との連携活動。

エ、新規参入の促進活動等。

注2 成果実績

ア、担い手への農地集積。

イ、遊休農地の発生防止・解消の実績

(参考) 三八地区の農業委員会の報酬額

南部町・三戸町・五戸町・階上町・新郷村は日額6,300円、田子町は現在年189,000円ではありますが改定予定日額6,300円、八戸市は月額85,800円で今までとおろ。

職務代理者の報酬額

南部町・三戸町・五戸町・階上町・新郷村は日額5,900円、田子町は現在年169,000円ではありますが改定予定日額5,900円

八戸市は月額55,700円で今までとおろ。

委員の報酬額

南部町・三戸町・五戸町・階上町・新郷村は日額5,900円、田子町は現在年159,000円ではありますが改定予定日額5,900円

八戸市は月額45,100円で今までとおろ。

推進委員の報酬額

南部町・三戸町・五戸町・階上町・新郷村・田子町は日額5,300円。

八戸市は月額45,100円となります。

(新旧対照表)

改正後は、別表第1(第2条関係)、職名・区分・金額において、農業委員会会長日額6,300円、(能率給・予算の範囲内で町長が定める額。)、農業委員会委員日額5,900円、(能率給・予算の範囲内で町長が定める額。)、農地利用最適化推進委員日額5,300円、(能率給・予算の範囲内で町長が定める額。)、農業委員候補者選考委員長日額6,300円、農業委員候補者選考委員日額5,900円となります。

また、改正前は農業委員会会長日額6,300円、農業委員会委員5,900円であります。

2、費用弁償

農地利用最適化推進委員、新設、農業委員候補者選考委員長、新設、農業委員候補者選考委員、新設、農業委員会と同額庁内の各種委員会等の委員長、委員と同額

(改正後)

職名、航空費、車賃、日当、宿泊料、食卓料(1日につき)、(1夜に1夜につき)

農業委員候補者選考委員長、車賃実費37円、日当2,600円

甲地方15,600円、乙地方11,800円、食卓料（1夜につき、2,600円）。

農地利用最適化推進委員、農業委員候補者選考委員、車賃実費37円、日当2,200円、甲地方13,000円、乙地方9,800円、食卓料（1夜につき）2,200円である。

次に議案書の15ページをご覧ください。

農業委員会の委員の選任に関する規則案について、

(目的)

第1条 この規則は、五戸町農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年五戸町条例第 号）第4条に基づく農業委員（以下「委員」という。）を選任する手続き等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）等の法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第2条 委員は、法第9条の規定に基づき、委員として選任する方法は次のとおりとする。

(1) 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦

(2) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第3条 委員に推薦され又は募集に応じることができる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町に住所を有すること。ただし、特別の事情があるときはこのとおりでない。

(2) 町の職員でないこと、ただし、特別職にある者はこの限りでない。

(推薦及び応募手続き等)

第4条 第2条第1項第1号に規定する委員の推薦にあたっては五戸町内に住所を有する農業者等3名以上が連名した「五戸町農業委員会委員推薦書（様式第1号）」をもって推薦するものとし、農業者が組織する団体等が推薦するときは、「五戸町農業委員会委員推薦書（様式第2号）」をもって推薦するものとする。

2 前項に規定する推薦書は、町長へ提出するものとする。

3 第2条第1項第2号に規定する委員の募集に応じる者は、「五戸町農業委員会委員応募書（様式第3号）」に必要事項を記載し、町長へ提出するものとする。

（周知）

第5条、第2条に規定する委員の推薦及び募集にあたっては、次の手続き等を通じて、町内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 町広報誌への掲載
- (3) その他町長が必要と認める手続き等

（公表）

第6条、町長は委員の推薦及び募集期間を公表するとともに、推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後遅滞なく、推薦を受けた者及び募集に応じた者に関する情報を整理し、町ホームページ等で公表するものとする。

（候補者の選考）

第7条、第4条の規定に基づき、推薦又は募集に応じた者が定数を超えた場合、その他必要と認める場合には、町長は五戸町農業委員会委員候補者選考委員会設置規程（訓令第 号）に基づく五戸町農業委員会の委員選考者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に、委員となるべき候補者（以下「候補者」という。）について、その選考の意見を求める。

2 選考委員会は、その合意によって候補者を選考したうえで、町長に報告する。

（委員の選任）

第8条、町長は選考委員会の報告を受け候補者を決定のうえ、当該候補者について、町議会の同意を得て委員を選任し、これに辞令を交付して委員に任命する。

（欠員の補充）

第9条、農業委員会の委員について、罷免・失職及び辞任により、委員の定数の3分の1を超える欠員が生じた場合は、この規則に定め手続きに基づき、速やかに委員の補充に努めなければならない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）

第10条、この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この規則は、告示の日から施行する。

(様式第1号)	(第4条関係)	五戸町農業委員会委員推薦書	No.1
(様式第1号)	(第4条関係)	五戸町農業委員会委員推薦書	No.2
(様式第2号)	(第4条関係)	五戸町農業委員会委員推薦書 (団体推薦)	No.1
(様式第2号)	(第4条関係)	五戸町農業委員会委員推薦書 (団体推薦)	No.2
(様式第3号)	(第4条関係)	五戸町農業委員会委員応募書	No.1
(様式第3号)	(第4条関係)	五戸町農業委員会委員応募書	No.2

次に、議案書の24ページをご覧ください。

五戸町農業委員会の委員候補者選考委員会設置規程案について説明いたします。

(目的)

第1条、この規程は、五戸町農業委員会の委員となるべき候補者（以上「候補者」という。）の選考を行う五戸町農業委員会の委員候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の設置及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条、選考委員会は、次の事項を行うものとする。

(1) 町長の求めにより、五戸町農業委員会の委員の選任に関する規則（規則第 号。）以下「規則」という。）の規定に基づき、候補者の選考を行い町長に報告する。

(2) 候補者の選考にあたり、推薦及び募集に応じた候補者の活動履歴等の審査を行うとともに、必要に応じ面接その他適当と認める方法による審議等を行う。

(選考委員)

第3条、選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は7人以内をもって組織する。

2 選考委員は、規則第2条の規定による推薦をしていない者及び同項の規定による募集に応募していない者であつて、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 五戸町地域担い手育成総合支援協議会会長
- (2) 五戸町認定農業者連絡協議会会長
- (3) 五戸町Vic・ウーマンの会代表

- (4) 五戸町商工会事務局長
- (5) 五戸町選挙管理委員会委員長
- (6) 五戸町農業委員会事務局長
- (7) その他

- 3 選考委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 選考委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、選考委員の互選による。

3 委員長は、選考委員を代表し、会議を総理する。

4 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

(招集)

第5条 選考委員会は、町長の求めに応じて、委員長が招集する。

ただし、委員委嘱後の最初に行われる選考委員会の招集は、町長が行う。

(決定行為)

第6条 選考委員の決定は、選考委員の過半数が出席し、出席した選考委員の過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第7条 選考委員は、選考委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

以上であります。そして、定数については、この間の議会定例会において議決されております。以上で説明を終わります。

議長 (三浦房) ただ今の報告第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

11番 (岩井) 16ページの第8条の町長の同意とは、委員全員なのか、ま

た、議案の個々に同意なのかどちらなのかお伺いします。

15番（柏田） 多分、議案の性格上、一括で提案して、異議ありませんかと聞いて異議ある方は個別に諮って行くものと考えられます。

11番（岩井） 異議のある場合は、一人の方が議会でダメということであれば、一人ひとりを良い・ダメということになりますね。

議長（三浦房） 今までの教育委員及び選挙管理委員の方々は一人ひとりでありました。しかし、一括で取るのか、一人ひとりで取るのかは総務課でありますから、とりあえず一人ひとり全部出して貰います。

4番（佐々木克） 24ページの第3条選考委員について、たとえば認定農業者の会長が農業委員に出るとしたら、会長をやめてでるのか、お伺いします。

事務局（赤坂） 24ページの第3条2項に有りますように、選考委員をやれないことになります。

2番（川崎良） 4ページの第4条第1項の施行期日の平成28年4月1日からとなっておりますが、平成29年ではないのですか。

議長（三浦房） これは、施行されておりますので平成28年で良いのです。ただ、五戸町は任期が平成29年7月19日までとなっておりますので、これ以降となり法律は施行しております。

20番（浦屋敷） 国では法律で任期3年となっておりますが、今の条例では、どこを見ても農業委員に関する任期3年という任期は明記されていない、しかし、推進委員はありますが、5年にするのか、国では3年とありますがこの件についてお伺いします。

事務局（赤坂） これは、農業委員会等に関する法律の中で3年と決まっているからであります。

20番（浦屋敷） この条例では明記されないことになりますか。

議 長（三浦房） 新しい条例だから、農業委員会法で明記されているためです。

20番（浦屋敷） 我々は3年と分かっていますが、他の方は明記されていたため分からないため、五戸町では説明のときで補足した方が良いと思います。

事務局（赤 坂） はい、分かりました。

議 長（三浦房） 今の法律は一部改正でありますので、推進委員は新設でありますから。

議 長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第19号を終わります。

議 長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当委員は
8番 鈴木 勝利 調査委員及び
21番 鈴木 幸雄 調査委員です。
調査委員席に着席してください。

議 長（三浦房） それでは、日程第4の議案第56号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） それでは、議案書の26ページ議案第56号と参考資料の3ページから7ページまでをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定に基づく下記の許可処分を当事者双方の願いにより取消したいので承認を求めるものであります。

1番の農地は、大字切谷内字大畑●●、畑、面積は3,058平方メートルと2番の農地は、大字切谷内字段ノ越●●、田、面積は1,497平方メートル及び●●、田、面積は715平方メートルと大字切谷内字山崎川原●●、田、1,966平方メートルで計4筆です。

この2件は、平成25年2月と3月の総会において、3条の許可をいただいたものですが、その後の内容に錯誤が見つかりましたので本人より許可の取消しの申出書が上がってきたものであります。

これは平成25年2月と3月に申請があった4筆を取り消す内容となっております。新たに3条許可が必要となることから、今月の議案第57号で申請してありますのでよろしくお願いいたします。

議長（三浦房） ここで暫時休憩いたします。

「暫時休憩」

議長（三浦房） 休憩前に引き続き会議を開きます。その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

議長（三浦房） ここで、議案第57号の3番につきましては、佐々木一榮委員の事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に基づき、審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。

（佐々木一榮委員退席）

議 長（三浦房） 事務局より3番について説明をお願いします。

事務局（早狩） それでは議案書の27ページ議案第57号と参考資料の15ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案7件です。

3番についてご説明いたします。3番は売買による所有権移転です。所在は大字豊間内字下源兵衛●●、田、面積は646平方メートルで売買となっております。

経営規模拡大と農業経営を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

売買価格をお知らせいたします。売買価格は●●万円、10アール当たり●●●●●●円となっております。

議 長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鈴木幸雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

鈴木幸雄調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の27ページ議案第57号と参考資料の15ページをご覧ください。

12月2日に、三浦会長と鈴木勝利調査委員及び事務局職員3人で現地調査を行いました。

3番の農地は、譲渡人は高齢で耕作出来ないことと、後継者はいますがこの農地を耕作しておらず、管理だけしていることから、同じ地域の譲受人と相談し売買することになりました。また、譲受人もこの農地を買い受けて自家野菜を栽培して行く考えであります。

以上です。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。議案第57号の3番について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号の3番について、原案のとおり決定する事に賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (三浦房) 全員賛成ですので、議案第57号の3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (三浦房) ここで佐々木一榮委員を入室・着席させてください。

(佐々木一榮委員入室・着席)

議 長 (三浦房) 引き続き、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 (早狩) それでは、議案書の27ページ議案第57号と参考資料の9ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案7件です。

1番、2番は売買による所有権移転に関する件、4番は使用貸借に関する件、5番から7番までは贈与による所有権移転であります。

1番、2番、4番から7番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件のすべてを満たすと考えます。

経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考までに売買価格をお知らせします。1番は●●万円、10アール当り●●●●●●円、2番は●●万円、10アール当り●●●●●●●●円となっております。

議 長 (三浦房) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鈴木幸雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

鈴木幸雄調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の27ページ議案第57号と参考資料の9ページを

ご覧ください。

1 2月2日に、三浦会長と鈴木勝利調査委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人には後継者がいないため、何年も前から造園経営者にこの農地を貸していたが、この経営者は管理しないため返してもらい。その後、この農地を欲しいという方があらわれ、売買することになりました。なお、譲受人は管理しない庭木を伐採と抜根し畑に戻し、にんにく栽培をして行くそうです。

2番の農地は、譲渡人は八戸市に在住し個人事業を営んでおり、農業はやれないということで、今年の9月に広報にあっせんで出したところ、買受者が見つからず、その後に同じ集落の方が農地法第3条で売買することに決まりました。

4番の農地は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人は農業者年金受給者のため、息子に使用貸借するものであります。また、譲受人も今までどおり引継いで農業経営をして行くそうです。

5番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人は耕作できなくなり、譲受人の娘に贈与するものであります。それを受け譲受人は勤めながらも夫と協力しながら農業を継続して行くそうです。

6番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、息子である譲受人に農業経営を任せるため、この農地を贈与するものであります。

また、譲受人もこれを受け今までどおり農業経営をして行く考えてあります。

7番の農地も6番と同じく、譲渡人から譲受人に贈与するものでありますが、譲受人の息子の嫁も農業に従事することから2人の共有地として贈与するものであります。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。

1番、2番、4番から7番までについて、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第57号1番、2番、4番から7番について、原案のとおり決

定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (三浦房) 全員賛成ですので、議案第57号1番、2番、4番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (三浦房) 次に、日程第4の議案第58号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 (黒沢) それでは、議案書の31ページ議案第58号と参考資料の28ページをご覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は1議案1件です。

1番の所在は大字倉石中市字清三久保●●、畑、面積は2,025平方メートルと●●、畑、面積は5,521平方メートルで合計面積は7,546平方メートルとなっております。

転用目的は山林となっております。申請地は急勾配であり、土砂流出防止のため、平成10年頃から植林しており、参考資料の35ページの始末書及び農業振興地域整備計画の変更認可許可の通知書を添付しております。

また、転用理由は急勾配のため、農業機械での作業が危険で、農地としての利用が困難であり、降雨時には町道へ土砂が流出しているためであります。

1番の農地の区分は、農用地区域外で、転用基準は、その他の2種農地と判断します。

議 長 (三浦房) ただ今の事務局の説明に関連して、鈴木勝利調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

鈴木勝利調査委員 それでは、農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の31ページ議案第58号と参考資料の28ページをご覧ください。

12月2日に、三浦会長、鈴木幸雄調査委員及び事務局職員3名と

現地調査を行いました。

1 番の申請は、農地が急勾配のため、農業機械での作業が困難であると共に、降雨時は町道へ土砂が流出し通行に支障をきたす事が度々ありました。このような状況から、平成10年頃土砂流出防止対策として植林したものであります。

周囲は、北側は農道を挟んで山林、東側は畑、南側は町道、西側は自己所有の山林となっております。周りへの影響は少ないことを確認しております。

以上で調査の結果の報告を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第58号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第59号「農地転用第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の32ページ議案第59号と参考資料の37ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案2件です。

1番の所在は字鍛冶屋窪●●、畑、面積は245平方メートルで、転用目的は一般住宅となっております。農地の区分は、農用地区域外で転用基準第1種農地、不許可の例外（集落接続）と判断いたします。

2番の所在は大字上市川字弥次郎●●、畑、面積は431平方メートルで、転用目的は住宅1棟、物置小屋1棟、車庫1棟となっております。農地の区分は、農用地区域外で転用基準は第1種農地の不許可の例外（集落接続）と判断します。

議長（三浦房） ただ今の事務局の説明に関連して、鈴木勝利調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

鈴木勝利調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の32ページ議案第59号と参考資料の37ページをご覧ください。

12月2日に、三浦会長、鈴木幸雄調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の農地は、譲受人は町内に借家住まいをしていることから、これを解消するために、この農地を購入し金融機関から融資を受け、住宅用地として使用したいためのものであります。また、家庭排水は合併処理浄化槽により処理いたします。

周囲は、北側は町道を挟んで畑、東、南、西側は住宅であります。周りには影響が無いことを確認しております。

2番の農地は、申請地は申請者の父親名義の土地であるため、永年の使用貸借契約を結び、ここに住宅、倉庫、車庫を住宅用地として使用したいために金融機関からの融資を受け、住宅用地として使用するためのものであります。また、家庭排水は合併処理浄化槽により処理をいたします。

周囲は、北側は畑、東側は住宅、南側は町道、西側は住宅であります。周りには影響が無いことを確認しております。

以上で調査の結果の報告を終わります。

議長（三浦房） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第59号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。

指定席にお戻りください。

議長(三浦房) 次に日程第4の議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(黒沢) それでは議案書の33ページ議案第60号をご覧ください。

五戸町長より五農林第430号平成28年11月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案39件です。面積は292,960平方メートルです。

1-1番は、大字浅水字堀切●●番と●●番の2筆、地目は畑、面積は24,043平方メートル、期間は10年の賃貸借で10アール当り●●●●●円であります。

1-2番の所在は、大字倉石石沢字一ノ坪、柴山、下川原、砂地平、外山、高岩、平山で合計32筆、面積は90,072平方メートルとなります。期間は15年の使用貸借となります。

2-1から2-11番までは個人から借りるもので、所在は字太平楽、筒口川原、姥堤、上根前、八景、古堂後の合計15筆、面積は40,378平方メートルとなります。期間は3年、賃貸借料は●●●●●円となっております。

3番は、大字倉石又重字中崎●●番、地目は畑、面積は11,588平方メートル、4番は同じく字中崎●●番、地目は畑、面積は5,117平方メートルと●●番、地目は畑、面積は1,500平方メートル、5番は大字倉石又重字前田内沢●●番、地目は畑、面積は8,483平

方メートル、3番、4番、5番は五戸町ですべて賃貸料であり、10アール当り●●●●●円となります。

6-1番は大字倉石石沢字石沢後●●番、地目は田、面積は1,956平方メートルと字駒袋の3筆で、面積は5,605平方メートル合計で7,561平方メートル、期間は5年の賃貸借で、10アール当り、●●●●●円となります。

6-2番、6-3番は字古堂後の4筆となります。面積は5,038平方メートル、5年の賃貸料で10アール当り、●●●●●円です。

7-1番から7-4番までは、大字倉石石沢字石沢後、字八景の合計6筆、地目は6筆とも田、合計面積は12,419平方メートル、期間は5年の賃貸借で、10アール当り、●●●●●円となります。

8番は大字浅水字六角●番、地目は田、面積は2,213平方メートルで期間は5年、賃借料は米●俵となっております。

9番は字太平楽●●番、地目は田、面積は2,754平方メートル、期間は3年、賃借料は米●俵となっております。

10番は字八景●●番、地目は田、面積は1,979平方メートル、期間は5年、賃借料は米●俵となっております。

11番は大字倉石又重字北向沢内●●番と字中久木●●番、●●番の2筆、合計3筆で、地目は田、面積は3,032平方メートル、期間は10年、ここで訂正をお願いいたします。賃貸借となっておりますが、使用貸借に訂正となります。

12-1番、12-2番は、大字倉石石沢字石沢後、合わせて4筆、地目は田、面積は9,305平方メートル、期間は平成29年2月1日から平成33年12月31日までとなり、期間は4年11ヶ月の賃借料は10アール当り●●●●●円となります。

13-1番、13-2番、13-3番は字姥堤、上根前、熊野林後で地目は田、面積は4筆で11,214平方メートル、期間は5年、賃借料は米●俵と●俵になります。13-3番について、訂正願います。賃貸借を使用貸借に訂正となります。

14-1番から14-5番までは、字上根前、姥堤、太平楽の6筆で、地目は田、面積は12,511平方メートル、期間はそれぞれ5年で、賃借料は、14-1番は●●●●●円、14-2番と14-3番は米●●キログラム、14-4番は10アール当り●●●●●円、14-5番は米●俵となります。

15番は大字倉石石沢字外山の計6筆、字相間野は7筆、字横倉は1筆、合計14筆で畑と田、面積は38,751平方メートル、期間は1

0年の使用貸借となっております。

16番については、所有権の移転になります。先ほどの報告第18号のあっせんによる所有権移転となります。以上です。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（三浦房） ここで件数が多いので暫時休憩いたします。

「暫時休憩」

議長（三浦房） ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（三浦房） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは採決いたします。

議案第60号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第60号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第61号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の47ページ議案第61号と参考資料の52ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。
今年度の農地パトロールの結果、農地法の運用について第4の

(4) に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。

今回は、31筆、60,595平方メートルとなっております。
以上です。

議長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第61号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第61号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第62号「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程案」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の50ページ議案第62号をご覧ください。

五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程を次のように定めるものでございます。

提案理由は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正により、農地利用最適化推進委員の推薦・応募方法等について定める必要があるため、提案するものであります。

次に、51ページをご覧ください。五戸町農業委員会の農地利

用最適化推進委員の委嘱にする規程であります。

(目的)

第1条 この規程は、五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集人数)

第2条 選任する推進委員は、町内全域から推薦された者及び募集に応じた者とし、担当する地区ごとの定数は、次のとおりとする。

地区名	担当区域	定数
第1地区	第2地区、第3地区及び第4地区以外	2人
第2地区	大字切谷内及び大字上市川	6人
第3地区	大字豊間内、大字扇田、大字浅水及び大字手倉橋	4人
第4地区	大字倉石石沢、大字倉石中市、大字倉石又重	4人
合計16人となっております。		

(推薦及び応募の資格)

第3条 推進委員に推薦され又は募集に応じることができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員選任予定日において、町の職員でないこと。ただし、特別職にある者はこの限りでない。

(推薦及び応募手続き等)

第4条 推進委員の推薦及び募集にあたっては、次の手続きを経るものとする。

(1) 町内全域から推薦にあたっては、町内に住所を有する農業者等3名以上が連名した「五戸町農地利用最適化推進委員推薦書（様式第1号）」をもって推薦する。

(2) 農業者の組織する団体が推薦するとき、「五戸町農地利用最適化推進委員推薦書（様式第2号）」をもって推薦する。

2 前項に規定する推薦書は、五戸町農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

3 募集に応じる者は、「五戸町農地利用最適化推進委員応募書（様式第3号）」に、必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

(周知)

第5条 推進委員の推薦及び募集にあたっては、次の手続き等を通じて、町内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 町広報誌への掲載

(3) その他会長が必要と認める手続き等

(公表)

第6条 会長は、推進委員の推薦及び募集期間を公表するとともに、推薦及び募集の中間並びに期間終了後遅滞なく、推薦を受けた者及び募集に応じた者に関する情報を整理し町ホームページ等で公表するものとする。

(候補者の選考)

第7条 第4条の規定に基づき推薦又は募集に応じた者が、第2条に規定する定数を超えた場合その他必要と認める場合には、別に定める「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する綱」（農委告示第 号）の規定に基づき選考する。

(推進委員の選任)

第8条 会長は、前条の規定による選考により、候補者が決定した時は、農業委員会総会において推進委員を決定し委嘱するものとする。

(欠員の補充)

第9条 推進委員について、解嘱、失職及び辞任により欠員が生じたときは、その推進委員が担当する地区から、この規程に定める手続きに基づき、推進委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

53、54ページにつきましては、様式第1号となります。また、58ページまでは推薦及び募集の様式となります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。

議案第62号これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番（中川原隆） 確認しておきたいと思います。51ページの第4条（2）で農業者の組織する団体で推薦するとありますが、どのような団体でありますか。もし考えがありましたらお知らせください。

事務局（赤坂） これまでの、団体推薦は農協、土地改良区、共済組合等が考えられます。

3 番（中川原隆） 農業委員もそうですが、団体推薦を先にいいましたから聞きたいのは農事組合及び営農組合とかの団体、また、共同防除等、それを聞きたかったのであります。その辺はどうでしょうか。

事務局（赤 坂） それらも含まれます。

3 番（中川原隆） これらは規約等を付けるのですか。その団体として見るのは考えたことありますか。

事務局（赤 坂） 規約は考えておりません。団体推薦の様式の中に、団体の目的等を記載することになっております。

3 番（中川原隆） 規約を付けるのですか。たとえば規約が無く、3人くらいで組織している人もあれば、そのようなものでも良いのですか。

事務局（赤 坂） これらも、規約の作成は考えていません。

議 長（三浦房） 農事組合は規約が有りますか。

3 番（中川原隆） 農事組合は有ります。

議 長（三浦房） 多いとき選考委員はどう見るのか。検討を要する。

4 番（佐々木克） 農業委員の定数のうち、認定農業者は何名ですか。

事務局（赤坂） 農業委員の定数は19名で、そのうちの過半数の10名となります。

4 番（佐々木克） これは法律で決まっているのですか。

事務局（赤 坂） 法律で決まっております。

議 長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第62号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に、日程第4の議案第63号「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱案」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤 坂） それでは、議案書の59ページ議案第63号をご覧ください。

五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱を次のように定める。

提案理由は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律88号）の一部改正により、農用地利用最適化推進委員の選考方法について定める必要があるため、提案するものであります。

次に、60ページをご覧ください。五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱であります。

（目的）

第1条 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程（以下「委嘱規程」という。）第7条の規定に基づく、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を選考するため、必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第2条 推進委員の選考にあたっては、町内全域から推薦された者及び募集に応じた者の活動履歴等を十分に考慮するとともに、委嘱規程第2条に規定する地区ごとの定数を勘案し行うものとする。

（決定行為）

第3条 推進委員の決定は、農業委員の過半数が出席し、出席

した農業委員の過半数をもって行う、可否同数のとき、五戸町農業委員会会長（以下「会長」という。）の決するところによる。

（公開）

第4条 推進委員の選考は、公開で行うものとする、ただし、会長が必要と認めるときは、農業委員会に諮ったうえで公開しないことができる。

（秘密保持）

第5条 農業委員は、推進委員の選考で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

議長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第63号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第63号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第64号「五戸町農業委員会規程の一部を改正する規程案」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の61ページ議案第64号をご覧ください。

五戸町農業委員会規程の一部を改正する規程案について、ご説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、委員とか職員の立入り調査するときの身分を示す証票がございます。今までは第29条でしたので、今は第35条に代わりましたので、その部分を改正するためのものがございます。

議長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第64号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第64号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に、日程第4の議案第65号「五戸町農業委員会事務局規程の一部を改正する規程案」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の65ページ議案第65号をご覧ください。

五戸町農業委員会事務局規程の一部を改正する規程案について、ご説明いたします。

66ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正により、分掌事務が若干変わりましたので改正するものであります。

67ページの新旧対照表でご説明いたします。右側は改正前、

左側は改正後となります。改正前のケの農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関することとありますけれども、その自作農の創設維持の改正後は、68ページに(9)の農地等の利用の最適化の推進に改正となります。また、67ページに戻りまして、シの小作料協議会に関することは廃止となりました。

さらに、テの自作農維持等制度資金については、69ページの改正後の(18)農業金融に関することに改正となりました。

以上です。

議長(三浦房) 説明が終わりました。
議案第65号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(三浦房) よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第65号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

議長(三浦房) 次に、日程第4の議案第66号「五戸町農地基本台帳点検等実施規程の全部を改正する規程案」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局(赤坂) それでは、議案書の70ページ議案第66号をご覧ください。

五戸町農地基本台帳点検等実施規程の全部を改正する規程案について説明いたします。

71ページをご覧ください。71ページから73ページまで改正案の規程となっております。

これは改正で、農業委員会委員選挙人名簿の部分を削除しております。その他に第7条からは新規に追加されており。農地台帳の閲覧とかに関することになっております。以上です。

議長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第66号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第66号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。
以上を持ちまして、五戸町農業委員会第13回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年12月14日

五戸町農業委員会総会議長 三 浦 房 雄

議事録署名委員 久 保 隆 藏

議事録署名委員 大 沢 トモ子